

婦人関係業務資料 No.48

今日に生きる女性の権利と責任

—— 婦人参政25周年にあたって ——

労働省婦人少年局

は し が き

このパンフレットは、第23回婦人週間を実施するにあたり、運動の趣旨と目標について、各方面の理解をうるために作成したものです。ご活用いただければ幸いです。

昭和46年4月

労働省婦人少年局

目 次

I 婦人週間設定の趣旨	(1)
II 婦人週間の経過	(1)
III 第 2 3 回婦人週間のテーマ	(3)
1 進展する社会の中の婦人	(3)
2 女性の権利と責任	(5)
IV 啓発活動の重点	(7)
付	
○ 第 2 3 回婦人週間実施要綱	(9)
○ 婦人週間の目標及びスローガン	(11)

I 婦人週間設定の趣旨

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身及び社会一般が不断の努力を重ねるとともに、一定の期間を設けて強力な運動を展開することが必要と考えられますので、労働省では、昭和24年から「婦人週間」を設けて、毎年、婦人の地位向上のための啓発活動を行なうことにしました。その期間としては、4月10日に始まる1週間を選びました。

婦人に参政権を与える法律は、昭和20年12月15日、国会において選挙法の改正が成立し、同月17日公布されました。その日から、日本の婦人は参政権を持ちましたが、実際には、翌21年の第22回衆議院議員選挙において、日本の歴史上初めて婦人が投票場の門をくぐり、一票の行使をしました。それが25年前の4月10日であり、わが国の歴史に刻まれる記念すべき日となりました。

この日こそ、先覚的婦人たちの長年の宿望と困難な努力の実った日であり、さらに、日本の近代国家としての出発を内外に示した日でもあります。当時、婦人団体等の間には、この日を国の祝祭日に加えたいという運動もありました。労働省でも、婦人の地位を高めるための特別啓発期間として、この意義深い日に始まる一週間を「婦人週間」として選びました。

II 婦人週間の経過

1 テーマについて

労働省では、毎年の婦人週間にあつて、婦人に関して、その時の問題をテーマとして選び、運動をすすめることとしています。テーマの設定につい

ては、まだ、前近代的なものの残存していた昭和20年代には、婦人を取りまく環境の民主化と整備、また婦人自身の努力による成長ということに重きを置いてテーマが定められ、30年代になると、急速に変動しつつ近代化する社会における婦人の役わりを各分野の問題に関して取上げました。昭和40年代に入つては一步を進めて、婦人の能力を生かすということと呼びかけ、婦人の個人としての、また社会の一員としての生き方、その社会参加と家庭責任の調和ということなどにポイントを置いて、テーマを設定してきました。

さて、本年は、日本の婦人の参政25周年に当たります。この1/4世紀の間というものは、日本の社会が急激な近代化の進展の中で、強く大きな動揺を受けつつ発展してきた時代です。それに伴つて、婦人の生活も、また婦人に期待される役わりも変化し多様化してきました。とくに近年、婦人は、考え、発言し、行動する力を備えてきて、それぞれの立場において、その力を発揮しています。しかし、同時に、激しく変化する社会の中で、新たな問題が種々発生し、婦人がそれらをどのように受けとめ、選択し、対処するかが新たに大きな問題となつてきています。

そこで本年は、婦人参政25周年という区切りを明らかにする意味もあつて、婦人の権利と責任という基本的な問題をテーマに取上げ、それを、新たな視野のもとに再び検討することを強調します。

2 行事の運営について

婦人週間には、例年、関係官公庁はもとより、婦人団体、青年団体、労働組合、また報道機関の協力により、この週間の趣旨に沿つた各種の行事が全国各地で行なわれますが、それも回を重ねて、婦人週間の意義は広く認識され、各機関でも年例行事として実施されるようになっていきます。

労働省は主唱機関として、週間のテーマ、その趣旨・重点を明らかにして、

各方面に協力を依頼していますが、協力機関で実施される行事については、それぞれの立場に応じて自主的に行なわれるよう期待いたします。

なお、本年の婦人週間に主唱者側の行なり主要行事は次のとおりです。

- 婦人参政25周年記念式典 4月10日 開催地・東京
- 第19回全国婦人会議（NHKと共催、岡山県、岡山市後援 文部省、厚生省、農林省協賛）
4月13日～14日 開催地・岡山
- そのほか、婦人少年室が中心となり、各都道府県において地方婦人会議を行なう。

Ⅱ 第23回婦人週間のテーマ

婦人参政25周年を契期として、この $\frac{1}{4}$ 世紀における社会変動の間に、その権利を得た当初をかえりみつつ、いま女性の権利はどのように生き、責任はどのように果されているか、また、今日における婦人の権利と責任は何かを検討するために、本年のテーマは次のように定めます。

テーマ 今日に生きる女性の権利と責任

— 婦人参政25周年にあたって —

このテーマについて、労働省の観点をのべます。

1 進展する社会の中の婦人

婦人が参政権を得た当初にあつては、参政に対する自覚も十分ではなく、棄権や選挙に際しての自主性の弱さも見られました。

しかし今日では、政治即生活の理念も広く浸透し、国際政治の中での日本という視野も養われ、参政への積極性は強まって、投票率が男性を上回る場合も見られるようになりました。婦人有権者が、有権者総数の過半数を占

めることと考え合わせるとき、婦人の、この変化は、国政に対する影響力の大きさと責任の重さと考えさせられます。

一方において、この25年間は、日本社会に近代化のエネルギーが、急激に進展した年月でした。そして、都市・農村を問わず、人々は生活の各方面に、これら近代化の成果を取入れることに集中し、そのなかで婦人生活も大きく変わってきました。

家庭生活においては、家族関係の民主化と家事の合理化によつて主婦の生活は大きく変わり、明るいものとなっています。また教育水準の向上もめざましく、マスコミの発達とも相まって、今日の女性は高い教養と豊かな情報を享受しています。

さらに、近代化、工業化の進展は労働力不足を生み、家庭の主婦にも雇用機会が提供されるようになり、主婦の就労は年を追つて増加しつつあります。かつて、自らの手に労働による収入をにぎつたことのないこれらの人々にとつて、就労は、その面での新鮮なよろこびと、新たな生きがいとなつていきます。

しかし一方、家庭生活のうえでは、家族が一諸に過ごす時間は少なくなり、お互いにいつもせわしい気分があり、落付いて話し合う気持も持ちにくい日々です。このようなことから、家族の間の親和感がうすれて、親子の間に、世代の間に、考え方の隔絶が生じるなど、新たな問題が起つており、新しい家庭像をどこに求めるかという悩みが深まってきました。

雇用されて働く婦人についても、なお、昇格、昇給、研修の機会等における男女間の不平等もみられ、また、就労と家庭責任の調和も深刻な問題となつていきます。

また、有害な食品類や薬品類なども次々と発見され、家庭用電化製品、自動車から建築材料等にもみる種々の欠陥や危険性など、少なからぬ不安をもたらしています。

さらに、道路網の拡充や宅地造成、巨大な観光地開発などは、一般的・社会的要求をみたす反面、天然・自然の緑地や貴重な文化財を破壊しがちで、各種の公害や交通禍の激増とともに、人が心豊かに生きる条件や環境が失われがちであります。

2 女性の権利と責任

このような今日の社会にあつて、婦人は、これらの問題をどのように受けとめ、えらび、解決したらよいのでしょうか。戦後 1/4 世紀を経た今日は、婦人の新しい生きかたを問われる時でもあるといえましょう。婦人自身の幸福のために、社会のよりよい発展のために、婦人はどのような生き方をえらんだらよいのでしょうか。婦人は、個人として、家庭人として、組織の一員として、また市民として、十分に権利を生かし、責任を果たしているでしょうか。また、いつたい、今日における婦人の権利と責任とは何でしょうか。どう考えたらよいのでしょうか。

婦人は、今日、自ら解くべき大きな課題のうえに立つていてのではないのでしょうか。たとえば、こんなことをどう考えたらよいのでしょうか。

○ 今日の女性は、自ら配偶者をえらび、個性的な家庭を営むことができるが、その権利は賢く創造的に生かされているか。

一方、緊張の強い家族員の生活を、支え、管理していく主婦の責任はどのようなもので、どのとうに果たしたらよいか。

○ 子どもを産まない妻は、一方的に離縁された時代とくらべ、今日は、子どもを産むか否かの自由選択からフリーセックスまでいろいろと論議されている時代であるが、母性に対する誇りを婦人は持てるか、持っているか。

職業を持つことと母性ととの2つの役割りに矛盾や悩みはないか。どちらかをえらばなくてはならないとき、どうするだろうか。

○ 学校教育ばかりでなく、今日では、各種の媒体を通して婦人も、年令や学歴等を問わず、常に新たに、選り、学ぶ機会があるが、その権利は生かされているか。学んだことを社会に還元するという責任についてはどう考えているか。

○ 男子については、就労は当然のことであるとして、不就労の権利は、常識的にはむしろないともいえるのにくらべて、婦人の場合は就職するかしないかを選ぶ権利がある、とみられるが、そのことをどう思うか。

また、就職をする場合、職業を選択する権利は、生かされているか。そして職場では、能力を十分に生かす機会があるか。自分の仕事の責任は果たしているか。

○ 戦後の生活の困難とは一変して、今日では、豊かで便利な暮らしを楽しむことができるが、精神的な豊かさは得られているか。

安全で安定した生活を営むための賢明な選択はなされているだろうか。

○ かつて、農家の、単なる下積み労働力であつた婦人は、今日、一家のさらに日本の農業の基幹的労働力となつていて、営農の計画や収穫についての発言権は、どうなつていくか。創意工夫は十分されているか、また、これからの農業のありかたについて、深く考えているだろうか。新しい営農の責任を、どのように果たしたらよいか。

○ 人間らしく生きるための環境とは、どのようなものか。それを求める意識は十分育つていくだろうか。

よい環境をつくり保つための責任を、どのように果たしているか。

○ 高い文化を享受する権利を生かし、そして新しい文化を創造しているだろうか。また、それらを保ち続け、あるいは育てていく責任を、どのように果たしているか。

○ 社会の、世界の動きを知る権利があるが、それを、あやまたず伝えてくれる情報が手に入っているか。正しい世論形成者としての責任を果た

すために、どのようにしているか。

- 参政権は、正しく生かされているか。えらんだ人物の議会活動や、国や地域社会の政治を見守り、進める責任を、どのように果たしているか。政治について、自分の意見を述べる権利、発表の機会や場を、どのように持っているか。

以上のようなことがらについて、私たちは日常、あるものについては意識しないで行なっていますが、さらに変化を続けていく社会における諸問題に対処しつつ次代を育て、家庭を社会を発展させていくために、進歩と混乱とが同時に存在するこの時点において、婦人の権利と責任について、深く考えてみることを、本年のテーマのねらいとします。

Ⅳ 啓発活動の重点

本年のテーマについて啓発活動を進めるにあたって、重点とするところは次のとおりです。

1. 婦人が参政権を持つということについての自覚を促がす。

婦人が、改めて、参政権の意義を認識し、その行使について主体性をもつて責任を果たすとともに、常に政治の動きに注目し、住民として、国民としての意見を、政治に反映させるよう、また、その方法について考える。

2. 婦人の権利と責任についての、今日的な意義の認識を深める。

妻としての、職業人としての、消費者としての、また市民としての、法律上の権利・義務を正しく認識するとともに、今日における諸問題とのかかわりにおいて、婦人の権利と責任は、どのようなものかを具体的に考える。そのために、個人やグループ、その他の組織において考え合

うことをすすめる。

3. 婦人の創造的努力をうながす。

母性として、職業人として、消費者として、農業の担い手、あるいは地域の一人として、創造的感覚を生かして、新しく家庭や職場環境、また社会を形成していく。

才 2 3 回婦人週間実施要綱

1 趣 旨

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である4月10日から1週間全国的に行なっているものです。

この週間の実施にあつて、労働省では例年特定のテーマをえらんで運動をすすめています。本年は下記によつて実施します。

2 テ ー マ

今日に生きる女性の権利と責任

— 婦人参政25周年にあつて —

戦後の改革によつて日本の女性が参政権を得て以来25年を経ました。その間のわが国社会の変化・進展はめざましく、それに伴つて女性の役割りもまた大きく変わってきました。

特に近年は、国民生活の多様化の進むなかで、母性として、職業人として、消費者として、また、農業の担い手、あるいは地域の一員として女性の新しい役わりが問われています。

そこで婦人参政25周年をむかえるにあつて、わが国女性の現状を再び検討し、今日に生きる女性の権利と責任についてあらたな認識をうながすことを本年の運動のねらいとします。

3 期 間 昭和46年4月10日～16日

4 主 唱 労 働 省

5 協力を依頼する機関・団体

関係官公庁、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

6 主唱機関の行なうこと

(中央)

- 婦人参政25周年記念行事 (於 東京)
- 第19回全国婦人会議 (於 岡山)
- 婦人参政25周年に関する資料の作成
- 本運動の趣旨徹底をはかるための資料の作成と広報活動

(地方)

- 地方婦人会議
- 大会その他地方の実情に応じた行事
- 本運動の趣旨徹底をはかるための広報活動

婦人週間の目標及びスローガン

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
24年 (第1回)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もつと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
25年 (第2回)	1. 家庭から職場から封建制をなくしましょう 2. 私達の権利と義務を知りましょう	(目標と同じ)
26年 (第3回)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	社会のために役立つ婦人となりましょう
27年 (第4回)	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会をつくるために権利と義務をいかしましょう
28年 (第5回)	婦人の自主性の確立	のびましょう 自分の考え行動する力
29年 (第6回)	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてましょう 一家庭や社会の 経済生活において一
30年 (第7回)	社会人としての婦人の実力の涵養 一個人関係・地域社会・職場等において また世論形成者として一	よりよい社会をつくる 力になりましょう
31年 (第8回)	婦人の力を役立たせる 一とくに明るい家庭の建設のために一	みんなで日本の家庭を 明るく
32年 (第9回)	婦人の力を役立たせる 一とくに近代的な人間関係の確立のために一	まず話しあいましょう あかるい人間関係をつくる ために
33年 (第10回)	婦人の力を役立たせる 一正しい協同活動をとおして一	育てましょう 正しい協同活動を
34年 (第11回)	婦人の自主性の確立 一とくに集団との関係において一	個人の自由と責任が集団を そだてる

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
35年 (第12回)	生活時間の自主的な設計	まず生活時間割を そして自由時間を 一自分のために みんなのしあわせの ために一
36年 (第13回)	次の世代の成長に貢献する 一とくに社会のよき一員としての人格形成に一	次の世代の成長に婦人の深い英知を
37年 (第14回)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、新しい秩序をそだてるために努力する	生活に新しい秩序をそだてよう 一変化のはげしい 今日の社会において一
38年 (第15回)	婦人が社会的良心を生かし育てて明るい社会を築くよう努力する	みんなの社会的良心が住み よいあすを築く
39年 (第16回)	現代社会における家庭の役わり 一産業化と家庭の問題一	(目標と同じ)
40年 (第17回)	わたくしたちの文化 一その現状とあすへの課題一	"
41年 (第18回)	今日における婦人の役わり 一進展する社会のなかで一	"
42年 (第19回)	婦人の能力を生かす	婦人の能力を生かす 一ゆたかな人生のために あすの日本のために一
43年 (第20回)	婦人の能力を生かす 一社会のよき一員として一	婦人の能力を 社会のために
44年 (第21回)	婦人の能力を生かす 一自主的な生活設計をもつて一	自主的な生活設計を 一あなたの能力を 生かすために一
45年 (第22回)	婦人の能力を生かす 一社会参加と家庭責任一	社会参加と家庭責任 一婦人の能力を生かす一